

# 第3回

## 和歌山市ごみ減量推進員研修会

### 第1部 ごみの分け方・出し方



# 廃棄物(ごみ)とは？

●占有者が自分での利用や他人に有償で売却できないために不要となった固形状または液状のものです。工場からの排ガスや自動車の排出ガスなどの気体状ものは、廃棄物には該当しません。

●なお、ある特定のものが廃棄物に当たるかどうかは、その物の性状、排出の状況。

通常取り扱いの形態、取引価値の有無および占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。

# 廃棄物（ごみ）の分類

## 家庭系一般廃棄物

一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物

## 事業系廃棄物

事業活動によって生じた廃棄物

## 産業廃棄物

事業活動によって生じた廃棄物のうち法令で定める20種類の廃棄物（ごみ）

## 事業系一般廃棄物

事業活動によって生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物



# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

## 経緯

昭和40年代に、経済の高度成長に伴う大量生産、大量消費、大量廃棄によるごみ問題が深刻化したことを背景に、昭和45年に制定された。

## 目的

1. 廃棄物の排出抑制
2. 廃棄物の適正処理
3. 生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る



# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

昭和45年制定平成3年追加

## 第2条の3(国民の責務)

国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。



# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

昭和45年制定平成3年追加

## 第4条(国及び地方公共団体の責務)

市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。



# 3R(スリーアール)

2

リユース  
【REUSE】  
使えるものは  
もう一度使う  
(再生利用)

リサイクルショップ  
(リユースショップ)を  
利用しよう

1

リデュース  
【REDUCE】  
自分が出す  
ごみを減らす  
(排出抑制)

物を大切に使う  
 余計な包装や  
紙袋は断る  
 生ごみの  
水切りを徹底する。

3

リサイクル  
【RECYCLE】  
分けて再び  
資源に  
(分別)

捨てる前に資源となるか  
考え分別する  
 正しく分別する  
 資源回収に  
取り組んでいる  
販売店を利用する

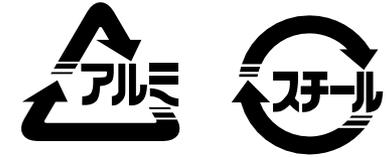


# 家庭から出されるごみの分類

## ◆一般ごみ

青岸清掃センターへ

かん  
びん  
ペットボトル



紙  
布



プラスチック製容器包装  
小型家電等

## ◆資源

市内のリサイクル工場へ

## ◆粗大ごみ

青岸清掃センターへ



# 一般ごみ

- 台所ごみや、再生できない紙くず
- プラマーク表示のないプラスチック類
- 汚れの取りにくいプラスチック製容器包装



- おもちゃ
- 陶器類
- ガラス類



- その他30センチ未満で資源に当たらないもの

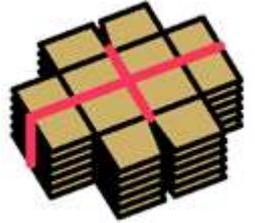
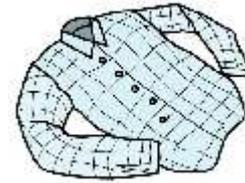


生ごみは  
水切りする



# 資源について

(かん、びん、ペットボトル、紙、布、プラスチック製容器包装、小型家電等)



資源は  
大切にし  
ないとね



きちんと分ける  
とすごくごみが  
減ったわ



# 「かん」

- 各種空きかん
- 小さい金属類・家庭金物  
(30cm以下のもの)



中を軽くすすいで、水切りしてから出してください。



スプレーかんやカセットボンベは中身を使い切ってから！



危険なものは何かに包んで！



# 「びん」

- 各種空きびん

(酒びん、ジュースびん、酢のびん等が空になったもの)

でも、まずは

リターナブルびん →

リユース  
**Reuse**

ビールびんや牛乳びんは販売店に戻すことで  
繰り返し使用しています。

中を軽くすすいで、水切りしてから出してください。



# 「ペットボトル」

- 調味料、飲みもの、酒類のPETボトル

## ☆本体

PETマークがあるもの



ラベルやキャップは、ボトル本体と素材が違うよ！

## ☆キャップ・ラベル

プラマークがあるもの



キャップ  
ラベル



キャップとラベルを外し、  
中を軽くすすいで、水切り  
してから出してください。



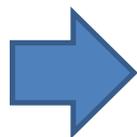
# 「プラスチック製容器包装」

 が表示された容器包装

＜主な対象物と具体例＞

- ・ボトル類・・・洗剤、乳酸菌飲料などのボトル  
(ペットボトル  は除く)
- ・ポリ袋類・・・レジ袋など
- ・トレイ・・・食料品等のトレイ
- ・キャップ類・・・インスタントコーヒーやペットボトル等のキャップ

汚れがとれないもの  
強い臭いがついているもの



一般ごみ

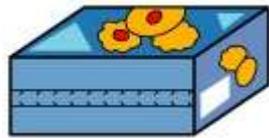
軽くすすいで、水切りしてから出してください。



# 「紙・布」

## ○ 古紙類

(新聞、雑誌、段ボール、本、紙パック、雑がみ等)



## ○ 着古しの服等

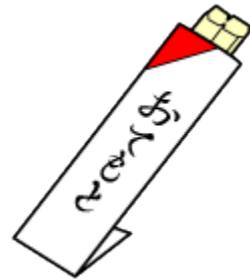
(シャツ、背広、ジャンパー、セーター、  
タオル類等)

**まだまだ着られるものはいくらもリユース!**



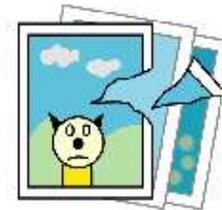
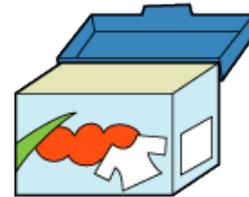
# 「雑がみ」とは？

新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック以外の  
リサイクル出来る紙は雑がみです。



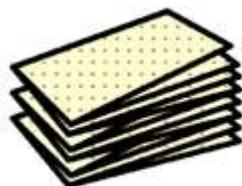
薬品やビニールなど、紙以外の素材が使われているものや  
汚れた紙、強いニオイが付いている紙はリサイクル出来ません！

紙コップ、写真、紙おむつ、  
洗剤箱、感熱紙、レシート、  
圧着はがき



# 「雑がみ」の出し方

雑がみ袋、  
紙袋に入れて  
飛び散らない  
様にひもで縛る



雑誌の間に  
挟み、ひもで  
縛る



資源集団回収

または

水曜日「紙」の日に出す



# 「小型家電等」

電源・充電器・電池を使用する家電

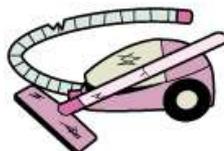
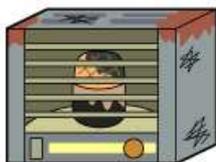
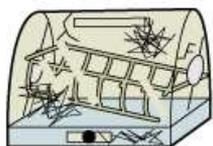


一人で持ち運びが出来る大きさのもの

携帯電話・パソコン等に含まれる  
個人情報**は必ず消去**してください



蛍光管や電球は新聞紙等に包んで「**一般ごみ**」へ

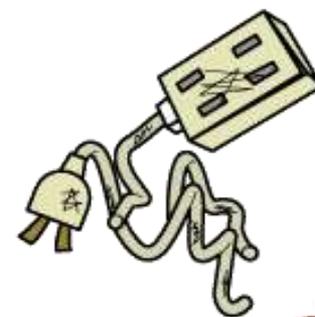


# 「小型家電等」の出し方①

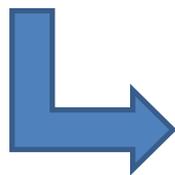
## 地区別収集 年2回

事前に地区と相談して、決められた場所へ持って行き、収集員へ手渡してください。収集車で待機しています。

**リサイクルネット**（一般廃棄物課ホームページ）内で地区の回収日時や収集場所を確認出来るようになりました。



「ごみの分け方・出し方」



「小型家電等」

地区別収集スケジュール



# 「小型家電等」の出し方②

## 収集センターへ自己搬入

事前に電話連絡の上、収集センターへ持ち込んでください

受付時間：月～金曜日（祝日を含む）9時～15時

### ○北事務所

住所 和歌山市出島79-1

電話 428-4153

### ○西事務所

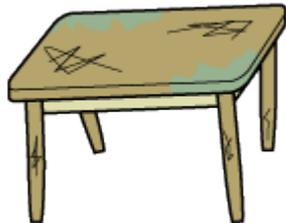
住所 和歌山市土入325

電話 453-0253



# 「粗大ごみ」

1辺の最大の長さが**30cm**(めやす)を超えるもの  
たんす・ソファーなどの家具、衣装ケース、自転車、布団、  
楽器類、大きなぬいぐるみ など



# 「粗大ごみ」の出し方

○青岸清掃センター(青岸エネルギーセンター・青岸クリーンセンター)へ排出者自身で搬入する

- ・月～土曜日の12時～15時の間に自分で運ぶ
- ・日曜日の12～15時に搬入する場合は、事前に粗大ごみ受付センターへ予約が必要です。

○粗大ごみ受付センターへ収集を申し込む

- ・電話番号 475-7890
- ・受付日時 月～金曜日 8時30分～16時
- ・注)1回に出すことが出来るのは2～15点です。



つれもて  ごみ減量

美しい海・山・川の城下町わかやま